

山バス第124号
平成28年12月27日

会員事業者 各位

公益社団法人 山口県バス協会
会長 河内 秀夫

「道路運送法の一部を改正する法律」（平成28年法律第100号）の施行等に伴う
中国運輸局公示の一部改正について

平素は当協会の業務にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、中国運輸局長より下記の公示を別添の通り一部改正し、公示した旨
通知がありましたので、お知らせいたします。

記

- ・「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
- ・「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」
- ・「特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準及び標準処理期間
について」



中国自一第355号
中国自二第239号
平成28年12月20日

公益社団法人 山口県バス協会長 殿

中国運輸局長



「道路運送法の一部を改正する法律」(平成28年法律第100号)の施行等に伴う
中国運輸局公示の一部改正について

標記法律の施行等に伴い、下記の公示を別添のとおり改正し公示したので、貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
- ・「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」
- ・「特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準及び標準処理期間について」



中国運輸局公示第59号

公 示

「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
(平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号)の一部を別添新旧表のとおり
改正したので公示する。

平成28年12月20日

中国運輸局長 鵜沢 哲也

運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

10. ～13. (略)

附 則 (平成18年9月29日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成19年8月10日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)

(略)

附 則 (平成21年9月30日)

(略)

附 則 (平成22年8月24日)

(略)

附 則 (平成26年1月27日)

(略)

附 則 (平成28年12月20日)

この審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用する。

10. ～13. (略)

附 則 (平成18年9月29日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成19年8月10日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)

(略)

附 則 (平成21年9月30日)

(略)

附 則 (平成22年8月24日)

(略)

附 則 (平成26年1月27日)

(略)

中国運輸局公示第60号

公 示

「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について」
(平成14年1月31日付け中国運輸局公示第194号)の一部を別添新旧表の
とおり改正したので公示する。

平成28年12月20日

中国運輸局長 鵜沢 哲也

○「一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準について（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第194号）」の一部改正に係る新旧表

(傍線の部分は改正部分)

新				旧			
制定	平成14年	1月31日	中国運輸局公示第194号	制定	平成14年	1月31日	中国運輸局公示第194号
改正	平成14年	7月1日	中国運輸局公示第50号	改正	平成14年	7月1日	中国運輸局公示第50号
改正	平成15年	3月28日	中国運輸局公示第198号	改正	平成15年	3月28日	中国運輸局公示第198号
改正	平成16年	7月9日	中国運輸局公示第35号	改正	平成16年	7月9日	中国運輸局公示第35号
改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第8号	改正	平成17年	4月28日	中国運輸局公示第8号
改正	平成18年	1月30日	中国運輸局公示第113号	改正	平成18年	1月30日	中国運輸局公示第113号
改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第74号	改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第74号
改正	平成19年	8月10日	中国運輸局公示第62号	改正	平成18年	9月29日	中国運輸局公示第74号
改正	平成20年	6月30日	中国運輸局公示第44号	改正	平成19年	8月10日	中国運輸局公示第62号
改正	平成21年	9月30日	中国運輸局公示第74号	改正	平成20年	6月30日	中国運輸局公示第44号
改正	平成25年	10月31日	中国運輸局公示第47号	改正	平成21年	9月30日	中国運輸局公示第74号
改正	平成26年	1月27日	中国運輸局公示第89号	改正	平成25年	10月31日	中国運輸局公示第47号
改正	平成26年	10月17日	中国運輸局公示第40号	改正	平成26年	1月27日	中国運輸局公示第89号
改正	平成28年	11月8日	中国運輸局公示第49号	改正	平成26年	10月17日	中国運輸局公示第40号
改正	平成28年	12月20日	中国運輸局公示第60号	改正	平成28年	11月8日	中国運輸局公示第49号

公 示	公 示
一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の 審査基準について	一般貸切旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の 審査基準について
一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。	一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。
平成14年1月31日	平成14年1月31日
中国運輸局長 中村 達朗	中国運輸局長 中村 達朗
記	記
1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） (1)～(9) (略) (10) 法令遵守 ①、② (略) ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ニ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。 (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般	1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項） (1)～(9) (略) (10) 法令遵守 ①、② (略) ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(イ)から(ニ)のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。 (イ) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般

乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(削除)

- (二) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(11) ~ (13) (略)

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) (略)

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）

乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

- (ロ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (ハ) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- (二) 申請者等が、申請日前2年間に、法第40条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日までの間に法第38条第1項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止をした者が法人である場合における当該処分を行う原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

(11) ~ (13) (略)

2. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) (略)

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

- ① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）

ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3～8. (略)

附 則

1.～3. (略)

附 則（平成14年7月1日）
(略)

附 則（平成15年3月28日）

1.～2. (略)

附 則（平成16年7月9日）
(略)

附 則（平成17年4月28日）

1.～3. (略)

附 則（平成18年1月30日）
(略)

附 則（平成18年9月29日）
(略)

附 則（平成19年8月10日）

1.～2. (略)

附 則（平成20年6月30日）
(略)

附 則（平成21年9月30日）
(略)

附 則（平成25年10月31日）
(略)

附 則（平成26年1月27日）
(略)

附 則（平成26年10月17日）

ではないこと。

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）及び自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

3～8. (略)

附 則

1.～3. (略)

附 則（平成14年7月1日）
(略)

附 則（平成15年3月28日）

1.～2. (略)

附 則（平成16年7月9日）
(略)

附 則（平成17年4月28日）

1.～3. (略)

附 則（平成18年1月30日）
(略)

附 則（平成18年9月29日）
(略)

附 則（平成19年8月10日）

1.～2. (略)

附 則（平成20年6月30日）
(略)

附 則（平成21年9月30日）
(略)

附 則（平成25年10月31日）
(略)

附 則（平成26年1月27日）
(略)

附 則（平成26年10月17日）

(略)
附 則 (平成28年11月8日)

(略)
附 則 (平成28年12月20日)

この審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用する。

(略)
附 則 (平成28年11月8日)
(略)

中国運輸局公示第61号

公 示

「特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準及び標準処理期間について」（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第195号）の一部を別添新旧表のとおり改正したので公示する。

平成28年12月20日

中国運輸局長 鵜沢 哲也

○「特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準及び標準処理期間について（平成14年1月31日付け中国運輸局公示第195号）」の一部改正に係る新旧表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
制定 平成14年 1月31日 中国運輸局公示第195号 改正 平成14年 7月 1日 中国運輸局公示第 51号 改正 平成16年 7月 9日 中国運輸局公示第 36号 改正 平成17年 4月28日 中国運輸局公示第 14号 改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第 66号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 47号 改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 91号 改正 平成28年12月20日 中国運輸局公示第 61号	制定 平成14年 1月31日 中国運輸局公示第195号 改正 平成14年 7月 1日 中国運輸局公示第 51号 改正 平成16年 7月 9日 中国運輸局公示第 36号 改正 平成17年 4月28日 中国運輸局公示第 14号 改正 平成19年 8月10日 中国運輸局公示第 66号 改正 平成20年 6月30日 中国運輸局公示第 47号 改正 平成26年 1月27日 中国運輸局公示第 91号
公 示	公 示
特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準 及び標準処理期間について 特定旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年1月31日 中国運輸局長 中村 達朗	特定旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案等の審査基準 及び標準処理期間について 特定旅客自動車運送事業の経営許可申請等について、道路運送法に定める基準に関する事項の審査基準及び標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。 平成14年1月31日 中国運輸局長 中村 達朗
記	記
1. (1)～(10) (略) (11) 法令遵守 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①～④のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。 ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。 ②及び③ (略) ④ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法	1. (1)～(10) (略) (11) 法令遵守 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①～③のすべてに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。 ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。 ②及び③ (略)

第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(12) (略)

2. 事業計画の変更の認可 (法第43条第5項 (法第15条準用))

(1) (略)

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が、以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

②～⑦ (略)

3. (略)

附 則

1. ～2. (略)

附 則 (平成14年7月1日)

(略)

附 則 (平成16年7月9日)

(略)

附 則 (平成17年4月28日)

1. ～3. (略)

附 則 (平成19年8月10日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)

(略)

附 則 (平成26年1月27日)

(略)

附 則 (平成28年12月20日)

本審査基準は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けるものから適用する。

(12) (略)

2. 事業計画の変更の認可 (法第43条第5項 (法第15条準用))

(1) (略)

(2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者等が以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

②～⑦ (略)

3. (略)

附 則

1. ～2. (略)

附 則 (平成14年7月1日)

(略)

附 則 (平成16年7月9日)

(略)

附 則 (平成17年4月28日)

1. ～3. (略)

附 則 (平成19年8月10日)

1. ～2. (略)

附 則 (平成20年6月30日)

(略)

附 則 (平成26年1月27日)

(略)